

(別添)

「人事院規則8—18(採用試験)の一部を改正する人事院規則案」に対して提出された御意見と人事院の考え方

御意見の概要	人事院の考え方
<p>専門職試験の名称について人事院が関与する意味はなく、各専門職を採用する府省において任意の名称とすることができるようにすべきではないか。人事院が自分の仕事を残すために繁文縟礼を続けていることが各府省の採用活動の改革を妨げている。</p>	<p>専門職試験を含む採用試験の方法、試験科目、合格者の決定の方法その他採用試験に関する事項については、国家公務員法において、同法に定めのあるもの以外は、人事院規則で定めることとされています。</p> <p>このため、国家公務員法及び人事院規則を所管する人事院としては、専門職試験及びその区分試験の名称の決定に関与することが必要と考えています。</p>

※上記以外に、行政手続法に定める意見公募手続の対象外の事項に関する意見が2件ありました。